イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤　「東京大学ＰＦＩ事業検討部会」の委員から構成される「東京大学（本郷）クリニカルリサーチセンター施設整備事業に係る審査会」(以下「審査会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

なお、審査会は、下表の９名の委員で構成され、審査会は非公開とする。

ア　審査会の委員（氏名は五十音順）

委員長	加藤　道夫	東京大学大学院総合文化研究科・教授
委　員	小澤　一雅	東京大学大学院工学系研究科・教授
〃	金井　利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
〃	黒川　峰夫	東京大学医学系研究科・教授
〃	田畑　　磨	東京大学財務部・財務部長事務代理
〃	林　　正義	東京大学大学院経済学研究科・准教授
〃	平井　明成	東京大学施設部・施設部長
〃	光多　長温	鳥取大学特任教授
〃	山本　　清	東京大学大学院教育学研究科・教授

イ　提案内容審査の方法　提案内容審査は、入札参加者より提出された入札書等及び提案書について、審査会が落札者決定基準に基づいて行うものとする。これら審査の結果を受けて、審査会は優秀提案者を選定し、大学は当該優秀提案者を落札者として決定する。

ウ　審査会委員への接触の制限　入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑥　最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。

⑦　入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。ただし、運営業務のうち疾患モデルセンターの管理業務に当たる者とＲＩ実験室の管理業務に当たる者、及び附帯事業に当たる者はこの限りではない。

３）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこととする。ただし、設計業務を複数の者で実施する場合は、設計業務に当たる者の要件のうち、①オについては、当該複数のいずれかの者が満たせば良いものとし、建設業務を複数の者で実施する場合は、建設業務に当たる者の要件のうち、②エについては、当該複数のいずれかの者が満たせば良いものとし、工事監理を複数の者で実施する場合は、工事監理業務にあたる者の要件のうち、③オについては、当該複数のいずれかの者が満たせば良いものとする。

なお、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省又は大学において平成23・24年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。

エ　「建築士法」(昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ　平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した設計の実績を有する管理技術者（※１）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を専任で配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※１「管理技術者」とは、「国立大学法人東京大学設計業務委託契約要項」(平成23年７月１日）第14条の定義による。

※２「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は一級建築士とし、構造分野を担当する者は構造設計一級建築士とする。また、電気分野・機械分野を担当する者は設備設計一級建築士とする。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　大学校舎、研究施設、病院

ｂ　建物規模　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務）

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成23年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建築一式工事　1,250点
（ただし、建築一式工事にあたるものが複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,050点とする）

ｂ　電気工事　950点

ｃ　管工事　950点